

## 【育児・介護休業法の概要】

### ○育児休業

- ・子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまで分割して2回まで、育児休業の権利を保障
- ・父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、取得可能【パパ・ママ育休プラス】

※有期雇用労働者は、下記の要件を満たせば取得可能

子が1歳6か月（2歳まで休業の場合は2歳）に達するまでに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

### ○産後パパ育休（出生時育児休業）

- ・子の出生後8週間以内に4週間を上限として分割して2回まで、育児休業とは別に取得可能

※有期雇用労働者は、下記の要件を満たせば取得可能

出生日又は出産予定日の遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

- ・労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

※就業可能日の上限

- ・休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
  - ・休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満
- （注）就業日数は、育児休業給付の支給要件とは異なりますのでご注意ください。

### ○介護休業

- ・対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障

※有期雇用労働者は、下記の要件を満たせば取得可能

取得予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

### ○子の看護休暇

- ・小学校就学前の子を養育する場合に1年度に5日（2人以上であれば10日）を限度として取得できる（1日又は時間単位）

### ○介護休暇

- ・介護等をする場合に1年度に5日（対象家族が2人以上であれば10日）を限度として取得できる（1日又は時間単位）

### ○所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- ・3歳に達するまでの子を養育し、又は家族の介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限
- ・小学校就学前までの子を養育し、又は家族の介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限
- ・小学校就学前までの子を養育し、又は家族の介護を行う労働者が請求した場合、深夜業（午後10時か

ら午前5時まで)を制限

○短時間勤務の措置等

- ・3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の措置(1日原則6時間)を事業主に義務づけ
- ・3歳に達するまでの子を養育する労働者に短時間勤務を行わせることが難しい場合は、次のいずれかの措置を講ずる義務

①育児休業に関する制度に準ずる措置

②フレックスタイム制

③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

④事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

- ・介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を事業主に義務づけ

①短時間勤務制度

②フレックスタイム制

③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

④介護費用の助成措置

○育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- ・育児休業と産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため、研修、相談窓口設置等を事業主に義務付け

○個別周知・意向確認の措置

- ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に、育児休業制度等の個別の周知・休業の取得意向を確認するために、面談等の措置を講じることを事業主に義務付け

○育児休業等の取得状況の公表

- ・常時雇用する労働者数1,000人超の事業主に、男性の育児休業取得率等を年1回公表することを義務付け

○不利益取扱いの禁止等

- ・事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- ・事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け

○実効性の確保

- ・苦情処理、紛争解決援助、調停
- ・勧告に従わない事業所名の公表

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

北海道 011-709-2715  
青森 017-734-4211  
岩手 019-604-3010  
宮城 022-299-8844  
秋田 018-862-6684  
山形 023-624-8228  
福島 024-536-4609  
茨城 029-277-8295  
栃木 028-633-2795  
群馬 027-896-4739  
埼玉 048-600-6269  
千葉 043-221-2307  
東京 03-3512-1611  
神奈川 045-211-7380  
新潟 025-288-3511  
富山 076-432-2740  
石川 076-265-4429  
福井 0776-22-3947  
山梨 055-225-2851  
長野 026-227-0125  
岐阜 058-245-1550  
静岡 054-252-5310  
愛知 052-857-0312  
三重 059-226-2318  
滋賀 077-523-1190  
京都 075-241-3212  
大阪 06-6941-8940  
兵庫 078-367-0820  
奈良 0742-32-0210  
和歌山 073-488-1170  
鳥取 0857-29-1709  
島根 0852-31-1161  
岡山 086-225-2017  
広島 082-221-9247  
山口 083-995-0390  
徳島 088-652-2718  
香川 087-811-8924  
愛媛 089-935-5222  
高知 088-885-6041  
福岡 092-411-4894  
佐賀 0952-32-7218  
長崎 095-801-0050

熊本 096-352-3865

大分 097-532-4025

宮崎 0985-38-8821

鹿児島 099-223-8239

沖縄 098-868-4380